

平成24・25年度 南三陸町競争入札参加資格審査申請受付要項

平成24年度、平成25年度に南三陸町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務等に係る競争入札に参加を希望される事業者の受け付けを行います。登録を希望する事業者は、以下により申請して下さい（平成24年3月31日までの資格をお持ちの方であっても、引き続き参加を希望する場合は、改めて申請いただく必要があります。）。

- 1 受付期間 平成24年2月1日(水)から平成24年2月29日(水)まで
- 2 受付方法 郵送（宅配便を含む。）のみとします（受領書が必要な場合は、80円切手と返信用定形封筒を同封して下さい。）。ただし、南三陸町に事業所を有する場合には、持参による申請も可とします。
※平成24年2月29日(水)は、午後4時必着とします。これ以降の到着分の受付はいたしません。
- 3 送付先 南三陸町総務課財政係 住所 〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地（南三陸町役場仮庁舎）
(1)様式「本町指定様式（ホームページからダウンロード可）」とします。必ずこの様式を用いて下さい。
(2)サイズ A4版
(3)製本 紙ファイアル製本とし、下記表の①から⑩の順番で綴り、「表紙」「背表紙」には「商号又は名称」を明記して下さい。なお、提出書類すべてに「インデックス（付箋紙は不可）」を付け、各書類の番号を記入して下さい。また、紙ファイアルは業種ごとの色指定をすることとし、建設工事「ピンク（赤）」、測量・建設コンサルタント等「青」、物品・役務等「黄」とします。複数業種を希望される場合は、業種ごとの提出となります。
- 4 提出書類 (4)部 数 1部

		建設工事	測量・建設 コンサルタント等	物品・役務等	備考
①	申請書	様式1	○	○	
②	建設業許可証明書の写し		○		
③	営業に際し法律上必要とする登録の証明書等の写し		○	○	
④	業態調書	様式2	○	○	
⑤	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し		○		申請日において、最新かつ有効なもの。
⑥	監理技術者等一覧表と資格者証等の写し	様式3	▲		※注1
⑦	技術者歴史書及び免許証の写し	様式4	○	○	
⑧	工事経歴書	様式5	○		直前2年分
⑨	測量等実績調書		○		直前2年分 ※注2
⑩	実績調書	様式6		○	直前2年分
⑪	ISO登録証の写し		▲	▲	▲ ISO9000、ISO14001等
⑫	営業所一覧表		○	○	○
⑬	使用印鑑届	様式8	○	○	○ 実印以外の印鑑を使用する場合に提出 ※注4
⑭	印鑑証明書		○	○	○ 3ヶ月以内の発行日付のもの（写し可）
⑮	納税証明書		○	○	○ 直前2年分（写し可） ※注3
⑯	（法人）商業登記履歴事項全部証明書 (個人)市町村が発行する代表者の身分証明書		○	○	○ 3ヶ月以内の発行日付のもの（写し可）
⑰	委任状	様式9	▲	▲	▲ 代理人を置く場合
⑱	財務諸表		○	○	直前2年分

※注1 「舗装施工管理技術者」、「管工事施工管理士」、「耐震継手工」及び「石綿作業主任者」を対象とします。該当する場合は必ず提出願います。

なお、耐震継手工及び石綿作業主任者については、資格者証の写しに替え、技術講習又は技能講習終了の写しを提出願います。

※注2 様式は任意としますが、内容については、「注文者」「元請又は下請の区分」「件名」「測量等対象の規模等」「業務履行場所のある都道府県名」「業務委託代金」「着手及び完了（予定）年月日」を記載して下さい。また、登録を受けた業種の区分又はその他の営業の種類の別に作成し、下請けにあっては、「注文者」の欄には、「元請業者名」を「件名」の欄には、「下請件名」を、「業務委託代金額」欄には、「税込み金額（消費税及び地方消費税）」をそれぞれ記載して下さい。

※注3 「未納がない旨の証明書」
○法人の場合…法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（委任先がある場合は、委任先所在地の法人事業税の納税証明書も添付のこと）

※法人税、消費税、地方消費税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の3」（法人用）】
○個人の場合…所得税及び個人事業税の納税証明書

※所得税は、税務署の発行する納税証明書【納税証明書「その3の2」個人用】
○南三陸町に事業所（法人・個人共）を有する場合（上記に加えて提出）

※平成23年度納期末到来分を除く町税に係る証明書（町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

※注4 代理人を置く場合は、⑰委任状（様式9）で⑬使用印鑑届を兼ねることとなります。この場合は、⑬使用印鑑届（様式8）の提出は不要です。

5 有効期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

6 変更の届出 事業者は有資格期間内に申請内容に変更があった場合は、変更届（本町指定様式、ホームページからダウンロード可）を提出願います。

7 審査結果 有資格者として登録された事業者は、本町ホームページに登録番号、商号又は名称及び住所を掲載します。なお、申請内容に不備等があった場合は、別途連絡をいたします。

問い合わせ先 総務課財政係 ☎46-1370（内線121）

平成22年度 決算に基づく南三陸町健全化判断比率・資金不足比率

財政の健全性の確保、財政の破たんを未然に防ぐための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する健全化判断比率及び資金不足比率について、平成22年度決算に基づく南三陸町の算定結果は次のとおりです。

なお、全ての比率について早期健全化基準を下回る結果となっているため、町財政は健全な状態にあると判断されますが、大震災の影響による復旧復興に係るこれまでにない規模の財政需要が生じることが予想されることから、財政運営に関しては今後注視していく必要があります。

※各比率ごとに早期健全化基準と財政再生基準が定められており、早期健全化基準を上回った場合は自主的な改善努力による財政の健全化に向けた財政健全化計画の策定などが義務付けられることになります。財政再生基準を上回った場合は、町財政の破たんを意味し、国等の関与による確実な再生に向け財政再生計画の策定のほか、さまざまな制約を受けることとなるため、町独自の事業が実施できなくなるなどの影響が生じます。

実質赤字比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
— % (▲3.79%)	— % (▲4.34%)	14.58%	20.0%

福祉、教育、町づくりなどを行なう地方公共団体の一般会計等の赤字額を、標準的な収入（標準財政規模：地方税や地方交付税など町が自由に使えるお金の大きさを表したもの）と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

平成22年度も黒字決算となっていますので、比率は「—（なし）」となります。

◆南三陸町の標準財政規模（平成22年度）は、57億2,804万8千円です。

連結実質赤字比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
— % (▲8.25%)	— % (▲10.41%)	19.58%	35.0%

すべての会計の赤字や黒字を合算して、町全体としての資金不足の程度を把握するため、標準的な収入と比較して指標化する比率です。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況がいいとは言えません。この比率が高まるほど、赤字が多額になっている会計が存在し、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならない大きな問題となっていることを示しています。

平成22年度は東日本大震災等の影響により、病院事業が赤字決算となっていますが、連結（合算）して算定した当該比率は「—（なし）」となります。

実質公債費比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
14.2%	14.2%	25.0%	35.0%

一般会計の義務的な負担には一般会計の公債費（借入金）のほか、公営企業等ほかの会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費、気仙沼市との広域組合により整備した消防施設・設備に係る負担金など、公債費に準じた経費も含まれます。こうした実質的な公債費が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのか資金繰りの危険度を示すための比率となっています。

平成22年度決算においても、早期健全化基準を下回っています。

$$(3\text{カ年平均}) \frac{\text{平成20年度}14.67\% + \text{平成21年度}14.28\% + \text{平成22年度}13.72\%}{3} = 14.2\%$$

将来負担比率

平成22年度比率	前年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
75.3%	106.5%	350.0%	—

一般会計の借金（町債）や将来支払っていく可能性がある負担等、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

平成22年度決算においては、公営企業の借入額残高に対する一般会計からの繰り出し見込額の減少や標準財政規模の増加等により、比率が減少しています。

資金不足比率

市場事業	漁業集落排水事業	公共下水道事業	水道事業	病院事業	訪問看護ステーション事業
— %	— %	— %	— %	0.5%	— %

※病院事業においては、東日本大震災の影響により資金不足額及び資金不足比率が生じています。

※病院事業会計を除く5事業については、資金不足額が発生しないため「—（なし）」となります。